

## 酒々井町農業委員会 2月総会会議録

平成29年2月20日（月）

役場中央庁舎3階会議室

午後2時58分から午後4時33分まで

局長 全員お揃いとなりましたので、会議に先立ちまして、視察幹事から連絡事項がございましたらお願いします。

<内田代表幹事挨拶>

局長 それでは総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会長 皆さん、強風の中、お集まり頂きましてありがとうございます。この間春一番が吹きましたが、風は春一番よりも春二番の方が強いと言われております。特に、今年は日本海側で大雪が降っており、強風が予想されていますので、育苗等の風対策を十分に行ってください。それでは、ただいまから平成29年2月の農業委員会総会を開会いたします。

会長 なお、本日の総会は、議案4件、専決処理報告4件、その他3件ですので、よろしくお願いします。

局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、13名中、13名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、11番小坂和男委員、12番竹田陽委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。

議長 それでは、第1号議案農用地利用集積計画についてを議題とし、初めに整理番号1について、事務局より説明願います。

局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は、神奈川県川崎市在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、柏木の農地で、地目は田、面積は591㎡、利用計画は田です。賃借料は、8,000円で、10a当たり13,536円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成24年3月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設

定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、2 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は竹尾委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

竹尾委員 借受者は、柏木の大境で田んぼを4枚程綺麗に耕作しています。再設定でするので問題ないと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号2について、事務局より説明願います。

局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号2について、説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。貸付者は、四街道市在住者、借受者は、酒々井在住者です。設定場所は、酒々井の農地2筆で、地目は田、面積は合計で1,756㎡、利用計画は田です。賃借料は、26,000円で10a当たり14,806円、設定期間は、5年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は石井委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石井委員      こちらは、先月の総会であっせん依頼があった農地で、隣で耕作している人に声をかけたところ耕作して頂けるということでしたので、よろしくお願ひします。

議      長      地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願ひします。

(質問、意見等なし)

議      長      特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願ひします。

局      長      挙手全員です。

議      長      採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議      長      続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号3について、事務局より説明願ひします。

局      長      第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号3について、説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。貸付者は、佐倉市在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、酒々井の農地2筆で、地目は田、面積は合計で2,481㎡、利用計画は田です。賃借料は、37,000円で、10a当たり14,913円、設定期間は5年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議      長      事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は石井委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願ひします。

石井委員      借受者は、自作地が2町5反程あると思います。こちらにつきましても先月のあっせん依頼があった農地で、近くで耕作している人に声をかけたら耕作して頂けるとのことでした。

議      長      地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願ひします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地法第4条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第2号議案 農地法第4条許可申請について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。譲受人は、飯積在住者外4名の共有です。申請地は、飯積の農地で、地目は畑、面積は373㎡です。申請理由は貸駐車場用地です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。8ページ、9ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成29年4月1日着工、平成29年5月31日に完了の予定です。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地がありますが、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の説明について私の方からさせていただきます。

議 長 道路沿いの〇〇〇-〇だけ空き地になっていて、両隣は家が建っています。〇〇〇さんから、この場所だけ空いていて、地目は畑で庭のようになっているので、農業委員会ですよろしく願いますと言われました。申請代理人が来ますので、そちらの説明を受けて下さいとのことでした。

議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 次に、第3号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第3号議案 農地法第5条許可申請について説明させていただきます。資料の12ページをご覧ください。譲受人は、町内に住所を有する法人、譲渡人は、佐倉市在住者です。申請地は、本佐倉の農地で、地目は畑、面積は998㎡です。申請理由は駐車場用地で、権利の種類等は賃借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。13ページ、14ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成29年4月1日着工、平成29年5月31日に完了の予定です。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地がありますが、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われまます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は、竹田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

竹田委員 先日、〇〇〇〇に行きまして、施設長と事務長がいなかったため、事務の方とその場所の前まで行って確認しました。この畑は、女性が落花生を作っていて、大変だと思っていた時に今回の話があって決まったようです。周りの畑は〇〇さんが所有していますが、全部貸農園になっています。〇〇〇〇の方が説明に来ましたが、特に問題ないと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をとくまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第4条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。

議 長 今、提出されました農地法第4条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねて願います。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしくお願いいたします。

申請代理人 今回の申請地につきましては、共有者の皆様から話を頂きました。近所にアパートを経営している方がいらっしゃって、その方のアパート経営に関する駐車場として借りたいという申し出があったので、申請者の皆様が承諾して今回の申請に至りました。駐車場は13台を予定しています。近所でアパートを経営されている方は32世帯を経営しているそうです。アパートに関しては100%の駐車場はありますが、現在、2台目の車や来客用の車が路上駐車しているため、今回計画されたそうです。

議 長 ありがとうございました。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、第2号議案 農地法第4条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第4条許可申請につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 続きまして、農地法第5条申請について、申請代理人を入室させてください。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい、そうです。

議 長 今、提出されました農地法第5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねてお願いします。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしくをお願いします。

申請代理人 申請代理人の〇〇〇〇の〇〇と申します。概要についてご説明申し上げます。今回の申請は〇〇〇〇です。〇〇〇〇という特別養護老人ホームを運営しています。場所は酒々井町本佐倉、国道296号沿いです。地権者の方は〇〇〇〇さん、佐倉市〇〇にお住まいの方です。今回の事業目的は駐車場の造成です。必要台数は30台、配置は15台ずつ2列として、中央に通路6mをとり、外周り1m程度の余裕を取ります。土地の形等を考えて、900㎡程度の面積が必要となります。選定した土地は畑で1筆です。既存駐車場の隣です。面積も目的とする面積に近い998㎡ありますので丁度良いと思います。敷地は地権者の要望により借地とします。造成方法は埋蔵文化財に注意しながら砕石で舗装して、ロープで区画を区切ります。次に駐車場を必要とする理由についてですが、〇〇〇〇では、共存・共生の理念のもと、地域に根差し、開かれた施設運営の一環として、2号館地域交流スペースにおいて、地域のボランティアさんによる演芸・演奏等のイ

イベントを数多く開催するとともに、高齢者福祉の委託事業や酒々井町にある障害者団体にも場所を提供し、常に地域の方に施設機能を御利用いただいています。また、平成25年5月からは酒々井町より福祉避難所として協定を締結し、災害時に要援護者を受け入れる体制を構築しております。こういった中、施設を利用される方のために、臨時の駐車場、近所の他の施設を毎回お借りして利用させて頂いている状況にあり、大変不便を感じているところです。また、イベント開催時にも概ね50名程度来所され、その都度借りるようになります。来所されるお客様に不便をおかけしないように、なるべく近くに30台程度の駐車スペースを確保したいと考えている次第です。なお、既存の駐車場は満杯です。駐車場の設置位置については、利用者の多くに高齢者や障害者が含まれますので、駐車場は施設と一体として利用できるようになるべく近くに場所を確保したいと考えております。以上のように、施設運営において駐車スペースを必要としていますのでご理解頂き、ご配慮を賜りますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議長 次に、第4号議案 平成29年度標準農業労賃額（案）についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局長 第4号議案 平成29年度標準農業労賃額（案）について説明させていただきます。資料の18ページをご覧ください。平成26年度より当町も県農業会議が定めた地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料



金額を採用することになり、一部改定が行われましたので改定するものです。平成29年度標準農業労賃額（案）をご覧くださいと思います。作業品目の上から4つ目の「水田代かき」ですが、昨年6,100円から100円上がり6,200円に、その下の「植付（田植機）」ですが、7,200円から100円上がり7,300円、その3つ下の育苗ですが、昨年780円から10円上がり、790円となっております。その他につきましては、昨年と変わっておりません。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

（質問、意見等なし）

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第4号議案 平成29年度標準農業労賃額（案）について、事務局案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、事務局案のとおり決定します。

議 長 次に、専決処理報告に移ります。初めに、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告をお願いします。

局 長 農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。資料の19ページをご覧ください。これは、期間満了前に賃貸借を解約したときは、農業委員会に通知しなければならないという規定に基づくものです。賃貸人は、神奈川県横浜市在住者、賃借人は、上岩橋在住者です。届出地は、上岩橋の農地、地目は田、面積は185㎡です。備考ですが、本貸借は、農地法第3条によるもので、昭和30年12月5日に許可されたものですが、賃借人から賃貸人に解約を申し入れたところ、合意解約に至ったとのことです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

（質問、意見等なし）

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく願います。

議長 続きまして、農地法第5条の届出についての整理番号1から3について、一括して報告をお願いします。

局長 農地法第5条の届出についての整理番号1から3について説明させていただきます。資料の21ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、譲受人は、成田市在住者、譲渡人は、佐倉市に住所を有する法人です。届出地は、下岩橋の農地で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は403㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成29年1月17日付け、酒農委第5号の6で受理証明を出させていただいております。続きまして、農地法第5条の届出についての整理番号2について説明させていただきます。資料の23ページをご覧ください。譲受人は、町内に住所を有する法人、譲渡人は、酒々井在住者です。届出地は、下台の農地3筆で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は合計で773㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成29年2月1日付け、酒農委第5号の7で受理証明を出させていただいております。続きまして、農地法第5条の届出についての整理番号3について説明させていただきます。資料の25ページをご覧ください。譲受人は、成田市に住所を有する法人、譲渡人は、千葉市に住所を有する法人です。届出地は、酒々井の農地3筆で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は合計で459㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成29年2月1日付け、酒農委第5号の8で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議長 次に、その他の(1)農業者年金加入推進について、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明。

議長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 委員の皆様方におかれましては、公私共にお忙しいとは思いますが、ご理解ご協力をお願いします。

議 長 次に、その他の(2)農地のあっせん依頼について、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(意見等あり)

議 長 次に、その他の(3)について事務局より何かありましたらお願いします。

高橋主任主事 特にありません。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 23日の木曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、23日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、23日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。